松本市公告　第１４７号

一般競争入札の執行について

松本市が発注する建設工事について、地方自治法施行令(昭和２２年政令第１６号。以下「政令」という。）第１６７条の６の規定により、次のとおり公告します。

令和５年６月９日

松本市長　　臥雲　義尚

１　入札対象工事

工　　事　　名	ＣＡＴＶ設備等老朽化対策事業　奈川地区難視聴対策施設光化工事
工　事　場　所	松本市奈川地区全域
工　事　概　要	光ケーブル伝送路敷設工　一式 ヘッドエンド装置設置工　一式
工　　期	松本市議会議決日から令和６年３月１５日まで

２　入札者の資格要件

入札に参加できる者は、２社（うち１社は主たる構成員とする）が自主結成した特定建設工事共同企業体（以下「特定共同企業体」という。）のうち、その構成員が次に掲げる条件を入札公告日から落札決定日までの間すべて満たし、かつ、松本市長による本工事に係る入札参加資格の確認を受け、本工事の施工能力があると認められた特定共同企業体とします。

⑴　全構成員

ア　地方自治法施行令第１６７条の４に該当しない者であること。

イ　経営状態が不健全でない者であること。

ウ　松本市建設工事入札制度合理化対策要綱（昭和４２年２月６日告示第１１号）第８条の規定による、令和５年度松本市建設工事入札参加資格者名簿に登載された者であること。

エ　入札公告日現在において、電気通信工事について有効な建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２７条の２３に規定する経営事項審査を受審している者であること。

オ　松本市内に本店を有する者であること。

カ　松本市建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要領第１条の規定による指名停止の措置を受けていない者であること。（入札参加資格の確認を受けた後に、指名停止の措置を受けた場合は、入札参加資格は取り消すものとする。）

キ　建設業法第26 条に定めるもののほか、「CATV 総合監理技術者」の資格を有し十分なFTTH 方式の構築経験と技術をもった者を常駐させること。特定建設工事共同企業体（JV）においては、共同企業体の両

者またはどちらかの構成員から、CATV 総合監理技術者の有資格者を配置すること。建設業法第26 条に定める技術者と兼ねることも認める。

ク　次の各号のいずれかに該当する者は、同一に参加できないものとする。

（ｱ）　会社法第２条第３号及び第４号に規定する親会社と子会社又は親会社を同じくする子会社同士の関係にある者

（ｲ）　一方の会社役員が他方の会社役員又は他方の会社の管財人を現に兼ねている者

ケ　本工事に係る設計業務等の受注者と前項各号の関係にある者が資金面等において密接な関係があると認められる者でないこと。

コ　代表役員、一般役員等が松本市暴力団排除条例第２条第２号(平成２４年条例第３号)に規定する暴力団員又は同条例第６条第１項に規定する暴力団関係者でないこと。

⑵　代表構成員

ア　特定共同企業体出資比率が、構成員中最大であること。

イ　特定共同企業体の全構成員の中にあって、施工能力が最大であること。

ウ　入札公告日現在において、令和５年度松本市電気通信工事の格付Ａ級（８１９点以上）で、電気通信工事業について建設業法第１５条に規定する特定建設業許可を有する者であること。

エ　平成２０年４月１日から公告日の前日までに本工事と同種工事（光ケーブル伝送路敷設工事）を元請として、単体あるいは共同企業体の代表構成員として施工した実績を有する者であること。

オ　本工事の許可業種に係る建設業法第２６条に規定する監理技術者を専任で配置できる者であること。ただし、同第３項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者の配置は認めない。

カ　配置予定技術者は、入札参加申請日以前３か月以上の恒常的雇用関係にあることとし、入札参加資格確認申請において配置予定とし、資格確認を受けた技術者であること。

⑶　その他の構成員

ア　特定共同企業体出資比率が、３０％以上であること。

イ　入札公告日現在において、令和５年度松本市電気通信工事の格付Ａ級（８１９点以上）で、電気通信工事業について建設業法第７条に規定する一般建設業許可又は建設業法第１５条に規定する特定建設業許可を有する者であること

ウ　平成２０年４月１日から公告日の前日までに本工事と同種工事（光ケーブル伝送路敷設工事）を施工した実績を有する者であること。

エ　本工事の許可業種に係る建設業法第２６条に規定する主任技術者又は監理技術者を専任で配置できる者であること。

オ　配置予定技術者は、入札参加申請日以前３か月以上の恒常的雇用関係にあることとし、入札参加資格確認申請において配置予定とし、資格確認を受けた技術者であること。

３　入札参加資格確認申請に関する説明会等

⑴　入札参加資格確認申請に関する説明会は開催しません。

⑵　現場見学会は開催しません。

4　入札参加資格確認申請手続き及び入札日程等

本工事の入札に参加を希望する者は、松本市建設工事一般競争入札参加資格確認申請書及び添付資料（以下「申請書等」という。）を次により提出し、本工事に係る入札参加資格の確認を受けてください。（期限までに申請書等を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、本工事の入札に参加できません。）

入札手続き等	期間・期日等	場所・留意事項等
申請書等の配布	令和5年　6月　9日(金)から 令和5年　6月30日(金)まで	松本市のホームページ
入札参加資格確認申請受付	令和5年　6月　9日(金)から 令和5年　6月30日(金)まで	⑴　提出書類は「松本市建設工事一般競争入札参加資格確認申請書」一式とする。なお、提出された申請書等は、返却しません。 ⑵　松本市役所 契約管財課（本庁舎別棟2階）へ持参すること。（郵送等での提出は認めません。） ⑶　提出期限以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めないこととする。
設計図書等の閲覧等	令和5年　6月　9日(金)から 落札者の決定まで	⑴　第2項⑴の資格要件に該当する者：松本市のホームページ ※令和５年度建設工事における設計図書等閲覧用パスワードを設定しています。 ⑵　入札参加資格非該当者：松本市役所 契約管財課(本庁舎別棟2階)にて、落札者の決定まで閲覧可。
入札参加資格確認通知書の発送	令和5年　7月21日(金)から 令和5年　7月24日(月)まで	代表構成員に入札参加資格確認通知書を郵送する。
入札参加資格を認められなかった場合の説明請求受付	令和5年　7月24日(月)から 令和5年　7月28日(金)まで （ただし最終日は、午後3時までに契約管財課へ到着した分までとする）	⑴　入札参加資格がないと認められた者は、その理由について文書（様式は自由）により説明を求めることができる。 ⑵　松本市役所契約管財課（本庁舎別棟2階）へ持参すること。 ※説明を求められた場合は松本市役所 契約管財課（本庁舎別棟2階）において文書で回答することとし、回答日時は、該当者に電話連絡する。 回答期限：令和5年8月2日(水)
設計図書等に関する質問受付	令和5年　7月24日(月)から 令和5年　7月28日(金)まで	⑴　質問書様式は自由（質問内容がわかるように具体的に記載すること。 ⑵　質問等がない場合であっても「質問等なし」として提出すること。 ⑶　受付期間内に松本市役所 契約管財課（本庁舎別棟2階）へ持参すること。
設計図書等に関する質問回答の閲覧期間	令和5年　8月　3日(木)から 令和5年　8月10日(木)まで	松本市役所 契約管財課 掲示板　（本庁舎別棟2階）
入札日時・場所	令和5年　8月10日(木) 午前9時30分 から	松本市役所 契約管財課 契約室　（本庁舎別棟2階） 一般公開とします。（入札の公開及び傍聴に関する事務取扱要綱による）
開札日時・場所	入札日時・場所に同じ	入札者又はその代理人立ち会いのもとで行う。
入札結果の公表	落札者を決定した後、松本市役所 契約管財課にて公表する。	

（注意）

⑴　上記の申請又は閲覧等の受付時間は、松本市の休日を定める条例（平成元年条例第31号）第1条に規定する市の休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで（午後12時00分から午後1時までを除く。）とする。

⑵　申請書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

5　入札事項等

契　約　条　項　等	松本市財務規則、松本市建設工事施行規則、松本市建設工事共同企業体運用要綱、松本市建設工事一般競争入札実施要綱、松本市建設工事変動型低入札価格調査制度実施要綱、松本市入札心得等 （これらは、松本市契約管財課及び松本市公式ホームページにおいて閲覧可能）
適　用　す　る　制　度	松本市建設工事変動型低入札価格調査制度実施要綱（ただし、同要綱第 5 条の規定に基づく変動型低入札価格調査の特例の適用により、変動型基準価格を下回る場合は失格とする。）
入　札　の　無　効	松本市入札心得第 6 条のとおり（ただし、第 6 号中「入札金額の内訳欄」は、「工事費内訳書（金抜内訳書全項目）」と読み替える。）
入　札　保　証　金	免除（ただし、入札保証金を免除された落札者が契約を締結しない場合は、松本市財務規則第 110 条第 1 項の規定に基づき免除した金額を徴収する。）
契　約　保　証　金	契約金額の 10／100 以上の金銭的保証（契約保証金、契約保証金に代わる担保、履行保証保険又は公共工事履行保証証券（履行ボンド））を求めます。
前払金・中間前払金	適用あり
部　分　払　金	適用あり

6　入札参加要件

第２項に示す資格要件を満たしていることに加え、初回の入札において、入札書とあわせて入札額の積算資料としての工事費内訳書（金抜内訳書全項目）を提出することを入札者の入札参加要件とします。

7　入札方法

⑴　入札開始後入札会場に到着した者は、入札に参加できません。また、郵便、電報等による入札は認めません。

⑵　代理人名で入札又は見積合わせをする場合は、入札前までに委任状等を提出してください。

⑶　代理人は、同一の入札において他の入札者の代理人となることはできません。

⑷　第１回目の入札で落札者がない場合は、その場で再度入札を行うこととします。再度入札でも落札者がない場合は、再度入札における変動型基準価格以上で最低価格の入札者と、その場で見積合わせによる随意契約を行うこととします。その場合の見積合わせの回数は１回とします。

⑸　入札心得に規定する「入札の無効」に該当する入札を行った者は失格とし、再度入札には参加できません。また、第１回目の入札を辞退した者は、再度入札には参加できません。

⑹　入札書又は見積書には、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載してください。

⑺　入札書又は見積書に記載した金額に、当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときはこれを切り捨てること）をもって契約金額又は見積合わせによる随意契約の金額とします。

8　契約の締結

本工事については、地方自治法第９６条第１項第５号に定める議決事件であるため、落札後５日以内に仮契約を締結し、松本市議会の議決があったときに、当該仮契約書を同法第２３４条第５項に定める契約書とみなします。

９　請負代金内訳明細書の提出

契約締結後７日以内に提出すること。ただし、第１回目の入札で落札者となった場合は、入札時に提出した工事費内訳書（金抜内訳書全項目）をもって替えることができることとします。

10　異議の申立て

入札を行った者は、入札後は、この公告、契約約款、設計図書及び現場等についての不明を理由として異議の申立てはできません。

11　その他の事項

本件で使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成４年法律第５１号）に定めるものとします。

※問い合わせ先

・公告の内容　　松本市財政部契約管財課契約担当　電　話　０２６３－３４－８３０１
（松本市丸の内３番７号）　　ＦＡＸ　０２６３－３６－２５９２

・工事の内容　　松本市総務部
公共施設マネジメント課　　電　話　０２６３－３４－３２２５